

○焼津市訪問介護等利用者負担助成要綱

平成12年3月31日告示第69号

改正

平成14年3月27日告示第46号
平成15年3月31日告示第36号
平成15年6月30日告示第116号
平成17年8月25日告示第149号
平成19年3月26日告示第57号
平成20年2月6日告示第31号
平成20年5月19日告示第131号
平成20年10月22日告示第245号
平成25年3月27日告示第91号
平成27年5月29日告示第168号
平成27年12月28日告示第313号

焼津市訪問介護等利用者負担助成要綱

(趣旨)

第1条 市長は、介護保険制度の円滑な実施を図るため、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する訪問介護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護及び第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業(自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。)並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「訪問介護等」という。)を利用する障害者に対し、予算の範囲内において、その訪問介護等の利用者負担額を助成するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則(昭和60年焼津市規則第1号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「障害者ホームヘルプサービス利用者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項第1号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の3第1項又は難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱(平成8年6月26日付け健医発第799号厚生省保健医療局長通知)の規定に基づくホームヘルプサービスの利用実績がある者をいう。

2 この要綱において「利用者負担額」とは、訪問介護等に係る指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)により算定した訪問介護等に係る費用の額(その額が現に当該訪問介護等に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護等に要した費用の額とする。)から訪問介護等に係る法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費、法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費若しくは法第53条第1項に規定する介護予防サービス費又は法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスを受けた場合における特例居宅介護サービス費若しくは法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスを受けた場合における特例介護予防サービス費の額を控除した額をいう。

3 この要綱において「境界層該当者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下この項において「施行令」という。)第17条第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限額としたならば保護(生活保護法(昭和25年法律第144号)第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要とする状態となる者であって、施行令第17条第4号に定める額を負担上限額としたならば保護を必要としない者として定率負担額が0円となっている者をいう。

(助成の対象者)

第3条 助成の対象者は、訪問介護等を利用する法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者（平成18年4月1日以降に該当することとなった者に限る。）であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第1項の規定に基づくホームヘルプサービスの利用において境界層該当者であった者で、引き続き境界層該当者に該当することとなる収入であるものとする。

- (1) 65歳以上の者であって、65歳の年齢到達前の1年間に障害者ホームヘルプサービス利用者であった者（居宅介護のうち身体介護及び家事援助を受けていた者に限る。）
- (2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条に規定する特定疾病により居宅要介護被保険者等となった者

(助成額)

第4条 助成の額は、訪問介護等を利用した際に支払う利用者負担額に相当する額（以下「助成額」という。）とする。

- 2 助成額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、切り捨てて計算するものとする。

(助成の申請及び認定)

第5条 助成を受けようとする者は、訪問介護等利用者負担額減額申請書（第1号様式）に、境界層該当者に該当することとなる収入である者であることを明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により申請した者が、第3条に規定する助成の対象者であると認めるときは、有効期限を定めて訪問介護等利用者負担額減額決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、訪問介護等利用者負担額減額認定証（第3号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。ただし、助成の対象者でないと認めるときは、理由を付して決定通知書により通知するものとする。

(認定証の有効期限)

第6条 認定証の有効期限は、認定証を発行した月の属する年度の翌年度（4月から7月までの間に認定証が発行された場合にあつては、当該月の属する年度）の7月31日までとする。

(認定証の更新)

第7条 助成の対象者は、有効期間の満了後においても認定証の交付が必要な場合は、認定証の更新の申請を行うことができる。

- 2 前項の申請をするには、訪問介護等利用者負担額減額申請書（第1号様式）に、第5条第1項に定める書類を添えて、有効期間満了日の30日前までに市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の申請は、被保険者証を提示して行うものとする。

(認定証の再交付)

第8条 認定証の交付を受けた者は、交付された認定証を紛失し、又は破損した場合には、認定証の再交付を申請することができる。

- 2 前項の申請をするには、訪問介護等利用者負担額減額認定証再交付申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、認定証を破損したときは、その認定証を添えて申請しなければならない。
- 3 第1項の申請により認定証の再交付を受けた者が紛失した認定証を発見したときは、直ちに、発見した認定証を市に返還しなければならない。

(住所等の変更)

第9条 認定証の交付を受けた者は、被保険者の住所又は氏名を変更したときは、速やかに訪問介護等利用者負担額減額認定証記載事項変更届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の届出は、被保険者証を提示して行うものとする。

(認定証の返還)

第10条 認定証の交付を受けた者は、次の事由が生じたときは、遅滞なく認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 認定証の有効期限に至ったとき。

- (2) 認定証の交付を受けた者が転居又は死亡により焼津市の被保険者でなくなったとき。
 - (3) 居宅要介護被保険者等でなくなったとき。
 - (4) その他認定証を必要としなくなったとき。
- 2 市長は、認定証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定証を返還させることができる。
- (1) 認定証を他人に譲渡し、又は貸与したとき。
 - (2) 虚偽の届出その他の不正な行為があったとき。
- (訪問介護等の利用)

第11条 助成の対象者は、訪問介護等を利用する際、当該訪問介護等を提供する事業者（以下「事業者」という。）に対して認定証を提示しなければならない。
(事業者の請求)

第12条 助成の対象者が前条の規定により訪問介護等を利用した場合は、事業者は、助成額を静岡県国民健康保険団体連合会に請求するものとする。

2 前項に規定する請求については、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の規定の例により行うものとする。
(助成の方法)

第13条 助成額の助成は、事業者に支払うことにより行う。

2 前項の規定による支払があったときは、当該助成の対象者に対して助成があったものとみなす。
(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(助成の対象者に係る特例)
- 2 この要綱の施行の日から平成13年5月31日までの間における助成の対象者については、第3条第1号中「生計中心者が所得税非課税である者」とあるのは「旧老人福祉法に基づき徴収されている費用の額（ホームヘルプサービス事業費負担基準）が直近の派遣の際0円であった者」と、第3条第2号及び第3号中「生計中心者が所得税非課税である者」とあるのは「第2条第2項に規定する法又は要綱に基づき徴収されている費用の額（ホームヘルプサービス事業費負担基準額）が直近の派遣の際0円であった者」とする。
(認定証の有効期限に係る特例)
- 3 第6条の規定にかかわらず、認定証を発行した月が平成12年4月又は5月である場合にあっては、当該認定証の有効期限は、平成13年5月31日までとする。
(大井川町の編入に伴う経過措置)
- 4 大井川町の編入の日前に大井川町訪問介護等利用者負担額助成事業実施要綱（平成12年大井川町要綱）の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成14年3月27日告示第46号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日告示第36号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に発行された認定証で、平成15年5月31日までを有効期限としているものは、平成15年6月30日までを有効期限として発行された認定証とみなす。

附 則（平成15年6月30日告示第116号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成15年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、平成15年7月1日（以下「負担率改定日」という。）以後の訪問介護サービスの利用に係る助成額について適用し、負担率改定日前の訪問介護サービスの利用に

係る助成額については、なお従前の例による。

附 則（平成17年 8 月25日告示第149号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月26日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成20年 2 月 6 日告示第31号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 平成19年 7 月 1 日以後に支給した同日以後の訪問介護等の利用に係る助成金は、改正後の第 4 条の規定に基づき支給した助成金とみなす。

附 則（平成20年 5 月19日告示第131号）

（施行期日）

1 この告示は、平成20年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の焼津市訪問介護等利用者負担助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の利用に係る訪問介護等の利用者負担額の助成について適用し、同日前の利用に係る訪問介護等の利用者負担額の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月22日告示第245号）

この告示は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月27日告示第91号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 5 月29日告示第168号）

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、改正後の第 1 条の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に第 5 条第 2 項の規定による認定証の交付を受けている者が、第 7 条第 1 項の規定による更新の申請をした場合に交付する認定証の有効期限は、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、平成28年 7 月31日とする。

附 則（平成27年12月28日告示第313号）

この告示は、平成28年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 項の改正規定は、公示の日から施行する。

第1号様式（第5条、第7条関係）

訪問介護等利用者負担額減額申請書

| | | | | | | | | |
|--|---|------|----|------------------|----|-----|------|---|
| フリガナ 被保険者氏名 | 保険者番号 | | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 5 |
| | 被保険者番号 | | | | | | | |
| | 個人番号 | | | | | | | |
| 生年月日 | 明・大・昭 | 年 | 月 | 日 | 性別 | 男・女 | | |
| 住所 | 〒 | | | | | | 電話番号 | |
| 利用者負担額減額申請理由 | <p>境界層該当者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなったもの</p> <p>(1) 65歳到達以前の1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの</p> <p>(2) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者</p> <p style="text-align: center;">身体障害者手帳 有・無 (級 No.)</p> | | | | | | | |
| | 氏名 | 生年月日 | 性別 | 生計中心者に○を付けてください。 | | | | |
| 世帯構成 | 世帯主 | | | | | | | |
| | 世帯員 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| <p>(宛先) 焼津市長</p> <p>上記のとおり訪問介護等の利用者負担額に係る減額を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 電話番号 氏名</p> | | | | | | | | |

市記入欄

| 交付年月日 | 備 考 |
|---------|-----|
| 年 月 日 | |
| 適用年月日 | |
| 年 月 日から | |
| 有効期限 | |
| 年 月 日まで | |

第3号様式（第5条関係）

（表面）

| | | | | | | | | | |
|--|------|-------------|--|--|--|--|--|--|-----|
| 訪問介護のサービス利用者負担額減額認定証 | | | | | | | | | |
| 交付年月日 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 負担者番号 | | | | | | | | | |
| 受給者番号 | | | | | | | | | |
| 受給者 | 住所 | | | | | | | | |
| | フリガナ | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | |
| | 生年月日 | | | | | | | | 男・女 |
| 介護保険被保険者番号 | | | | | | | | | |
| 適用年月日 | | 年 月 日から | | | | | | | |
| 有効期限 | | 年 月 日まで | | | | | | | |
| 減額内容 (給付率) | | ／100 | | | | | | | |
| 発行機関名 及び印 | | | | | | | | | |

（裏面）

| |
|---|
| 注 意 事 項 |
| <p>一 訪問介護のサービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者に提出してください。</p> <p>二 訪問介護のサービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。</p> <p>三 被保険者の資格がなくなったとき、減額の認定要件に該当しなくなったとき又は減額の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市にその旨を届け出てください。</p> <p>五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p> |

◇証の大きさ 縦128ミリ 横91ミリ

